○内閣府令第十八号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項及び第二項、第九条並びに第二十六条第二項及び第三項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（裏面）注意12中コの次に次のように加える。

サ　請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

様式第三号（裏面）注意5、様式第五号（裏面）注意5、様式第七号（裏面）注意4及び様式第九号（裏面）注意3中「更正施設」の下に「、日常生活支援住居施設」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第十九号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）及び公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）を実施するため、金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（金融庁組織規則の一部改正）

第一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三百九人（うち百五十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［２～８　略］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十四人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等） **第十二条**　銀行第二課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人、主任地域金融調査官一人、地域金融調査官一人及び調査官一人を置く。 ［２～６　略］ ７　主任地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事し、並びに地域金融調査官及び調査官の行う事務を整理する。	（主任統括検査官等） **第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十三人及び金融証券検査官三百八人（うち百五十八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［２～８　同上］ （主任統括検査官等） **第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等） **第十二条**　銀行第二課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人及び主任地域金融調査官一人を置く。 ［２～６　同上］ ７　主任地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事する。